AIST-IDEAを活用した算定システム開発申請制度の説明書

株式会社 AIST Solutions

AIST-IDEAを活用した算定システム開発申請制度について

- ソフトウェア開発事業者が、自社で開発したGHG排出量算定システムにAIST-IDEAのデータを搭載して顧客に販売することは現在は基本的にできません。
- そこで、ソフトウェア開発事業者の皆様が開発した算定システムに、AIST-IDEAのデータを搭載しなくても、お客様ご自身が AIST-IDEAのデータをインポートしたり、ソフトウェア開発事業者がお客様に代わってインポートすることで、 算定システムでのAIST-IDEAの利用を可能にするための制度です。
- この制度の利用のあたっては、ソフトウェア開発事業者は、あらかじめ、日本版と海外版の両方を保有する必要があります。また、算定システムを利用するユーザーは、算定システムで利用するデータ（日本版、または日本版＋海外版）を保有していることが条件となります。
- なお、「AIST-IDEAを活用した算定システム開発申請」は、自社でシステムを開発し、自社内限定のシステムでAIST-IDEAを使用される場合は申請する必要はありません。ただし、社内限定システムでも、そのシステムを外部の企業に開発を委託した場合で、外部の開発企業がシステム運用保守のためAIST-IDEAを使用する場合は外部の開発企業が申請の対象となります。

AIST-IDEAを使用できる場合と使用できない場合の簡略図

AIST-IDEAライセンス（日本版と海外版）未保有

AIST-IDEAライセンス（日本版と海外版）を保有しているが算定システム開発制度に未申請

AIST-IDEAライセンス（日本版と海外版）を保有しており、算定システム開発申請も行っている

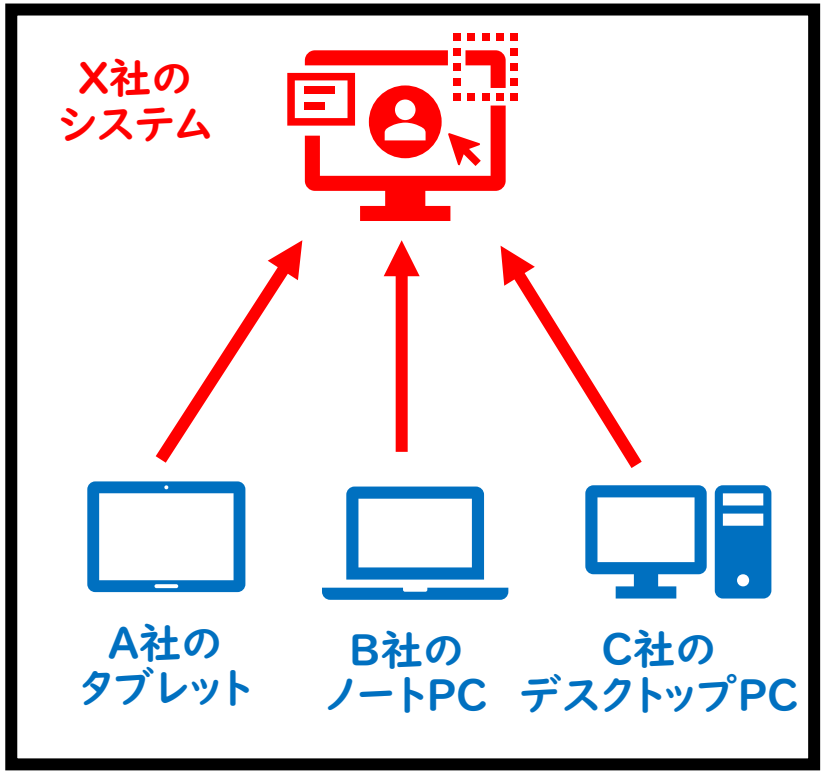

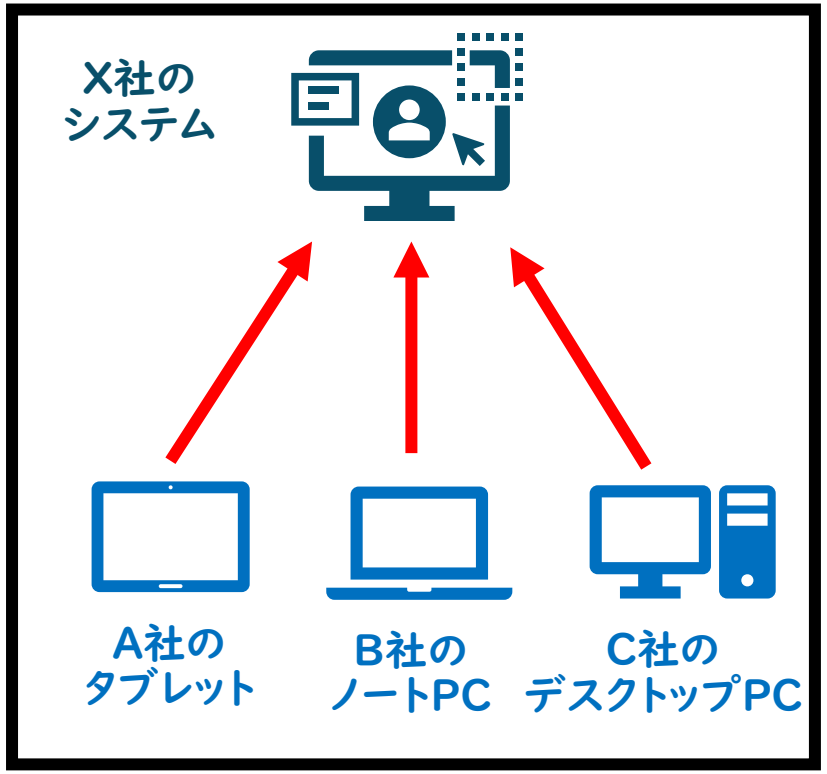

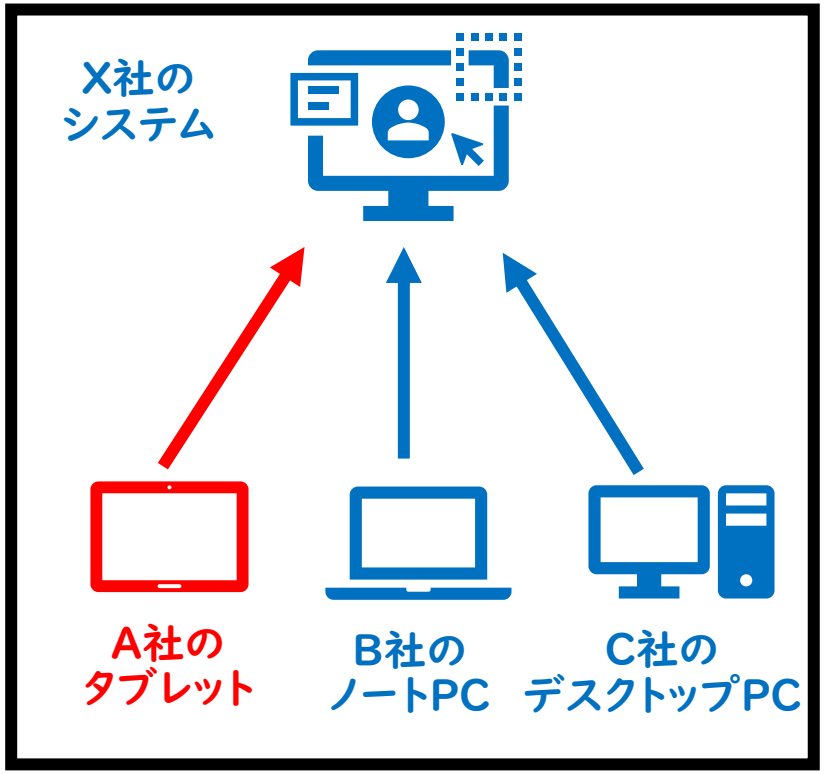

AIST-IDEAライセンス保有

AIST-IDEAライセンス未保有、もしくは「IDEA Ver2.3無料版」のみ保有

赤矢印：システムでのAIST-IDEA利用不可

青矢印：システムでのAIST-IDEA利用可能

「AIST-IDEAを活用した算定システム開発申請書」申請手順

① AIST-IDEAを活用した算定システム開発申請書(右図)に必要事項を記入してAIST Solutionsの担当者に提出してください。

② AIST Solutionsの担当者より申請者にヒアリングを行い、申請者はAIST-IDEAを利用場面等のデモを行っていただく必要があります。

③ 申請受付後、AIST Solutionsのホームページに算定システム等名、企業名を掲載いたします。

④ 申請者(システム開発者)は基本的にAIST-IDEA Ver.3の日本版と海外版を保有していただく必要があります。

⑤ 利用にあたっては、算定システム等ユーザーのAIST-IDEAライセンス数を確認していただく必要があります(例えば1ライセンスしか保有していない企業が利用する際に、2名以上またはPC2台以上でAIST-IDEAを利用していたことを発見した場合は、その企業へAIST-IDEA Ver.3ライセンス数の追加を求めていただく義務があります)。

⑥ 申請者は、申請者のシステムにてユーザーがアップロード等行ったAIST-IDEAの一部または全部を見ることができる人数分、及びAIST-IDEAを直接的・間接的に使用する人数分のAIST-IDEAライセンス数の保有が必要です。

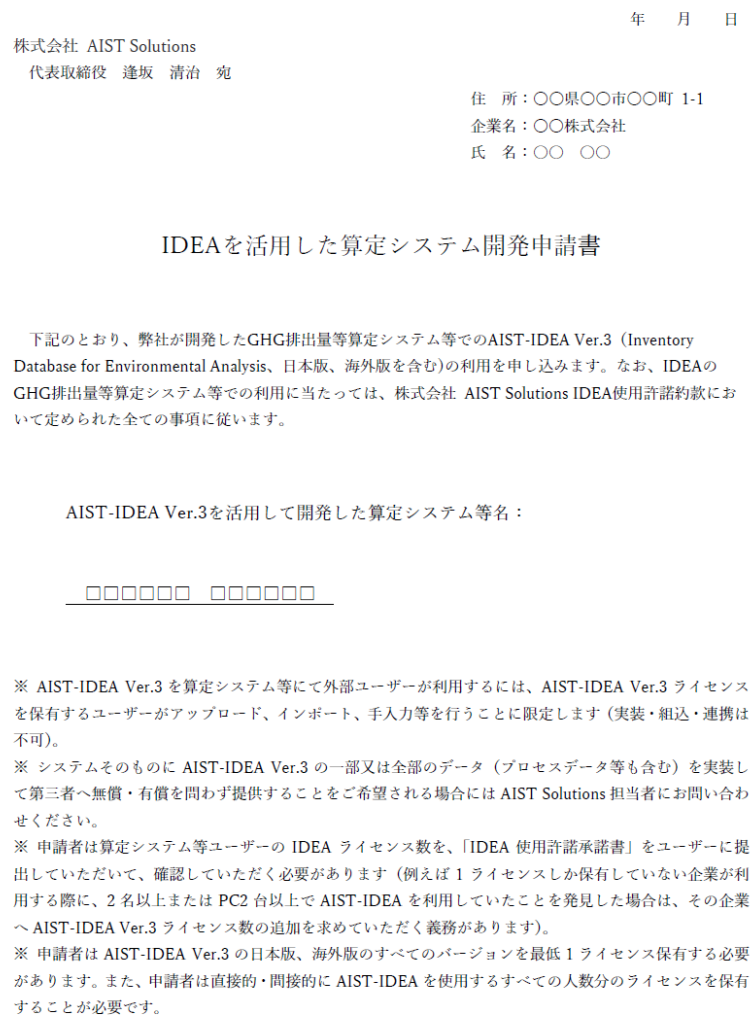

年　月　日

株式会社 AIST Solutions
代表取締役　逢坂　清治　宛

住　所：〇〇県〇〇市〇〇町 1-1
企業名：〇〇株式会社
氏　名：〇〇　〇〇

IDEAを活用した算定システム開発申請書

下記のとおり、弊社が開発したGHG排出量等算定システム等でのAIST-IDEA Ver.3（Inventory Database for Environmental Analysis、日本版、海外版を含む)の利用を申し込みます。なお、IDEAのGHG排出量等算定システム等での利用に当たっては、株式会社 AIST Solutions IDEA使用許諾約款において定められた全ての事項に従います。

AIST-IDEA Ver.3を活用して開発した算定システム等名：

□□□□□□　□□□□□□

※ AIST-IDEA Ver.3 を算定システム等にて外部ユーザーが利用するには、AIST-IDEA Ver.3 ライセンスを保有するユーザーがアップロード、インポート、手入力等を行うことに限定します（実装・組込・連携は不可)。
※ システムそのものに AIST-IDEA Ver.3 の一部又は全部のデータ（プロセスデータ等も含む）を実装して第三者へ無償・有償を問わず提供することをご希望される場合には AIST Solutions 担当者にお問い合わせください。
※ 申請者は算定システム等ユーザーの IDEA ライセンス数を、「IDEA 使用許諾承諾書」をユーザーに提出していただいて、確認していただく必要があります（例えば 1 ライセンスしか保有していない企業が利用する際に、2 名以上または PC2 台以上で AIST-IDEA を利用していたことを発見した場合は、その企業へ AIST-IDEA Ver.3 ライセンス数の追加を求めていただく義務があります)。
※ 申請者は AIST-IDEA Ver.3 の日本版、海外版のすべてのバージョンを最低 1 ライセンス保有する必要があります。また、申請者は直接的・間接的に AIST-IDEA を使用するすべての人数分のライセンスを保有することが必要です。

注意事項

- 環境省とSuMPO様が特殊ライセンスを結んで無料で提供したIDEA Ver.2.3（サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用）については、算定システムでの利用は一切禁止です。
- IDEA Ver.2.3の有料版のシステムでのご利用については、購入先のAIST-IDEAのライセンシー（SuMPO、TCO2）にお問い合わせください。
- ライセンシー（SuMPO、TCO2）で購入したIDEA Ver.3につきましては、AIST Solutionsでの購入と同様の取り扱いとなり、システムのユーザーとしてシステムでのインポート等での利用は可能です。

AIST-IDEA を活用した算定システム開発申請制度～Q&A

Q1	AIST-IDEAをSaaSに実装しておいて、AIST-IDEAライセンス保有企業と契約したら、その企業だけにAIST-IDEAを見せるようなシステムは可能か。
A1	不可です。原単位の数値を含めてあらかじめシステムに実装する場合は本制度の対象外となります。㈱AIST　Solutionsへ別途ご相談ください。
Q2	顧客がインポート等するための準備として製品・サービス名のみ実装しておいて、原単位の数値は一切組み込まないことは良いか。
A2	可能です。製品・サービス名はサンプルデータでも公表しているためです。ただし、IDEAのバージョンごとに製品名が変更されたり、増えたりしてますので製品・サービス名の事前実装には顧客が混乱しないよう十分注意していただけますようお願いいたします。
Q3	AIST-IDEA実装はせず、「ハコ」だけを顧客に提供するが、顧客のためにAIST-IDEAをインポート等の代行サービスを行うことはOKか。
A3	可能です。その代わり顧客がAIST-IDEAを保有していることを「AIST-IDEA使用許諾承諾書」等で必ず事前に確認する必要があります。
Q4	製品・サービス名の事前実装はOKとのことだが、それではAIST-IDEAのプロセスデータ内の製品名の事前実装は可能か。
A4	「単位プロセスデータセット」（AIST-IDEAの原単位を算出するためのデータ）に関しては一切実装禁止です。
Q5	勝手に実装するなどの違反した場合はどうなるか。
A5	規約違反が判明した時点で、違反の状況に応じてAIST-IDEAの使用を禁止もしくは停止します。あらかじめシステムに実装する場合は本制度の対象外となりますので、㈱AIST　Solutionsへ別途ご相談ください。
Q6	顧客がインポートしたAIST-IDEAを基にコンサルティングを行うことは可能か。
A6	可能です。約款改訂により「お互いが同じバージョンのAIST-IDEAを保有していればコンサルティング可能」としております。

AIST-IDEA を活用した算定システム開発申請制度～Q&A

Q7	算定システム開発申請するつもりはないが、弊社の関与しない形で、顧客が勝手にAIST-IDEAの数値を手入力する場合もあると思うが？
A7	AIST-IDEA購入者、及びライセンシーに対して「算定システム開発申請を行っていない企業のシステムでAIST-IDEAを使用することは規約違反となります。発覚した場合はAIST-IDEAの使用を一定期間停止します」と周知徹底します。
Q8	SuMPO、LEC、TCO2で購入したAIST-IDEAも申請して受理されたらシステムにインポート等しても大丈夫なのか。
A8	㈱AIST Solutionsと契約している販売代理店（SuMPO、LEC、TCO2）が販売するver.3.x以降の有償版IDEAであれば問題ありません。
Q9	弊社の顧客はAIST-IDEA日本版しか使用しないのに、何故海外版までライセンス保有しなくてはならないのか。
A9	算定システムにてAIST-IDEAを使用する「算定システム開発申請制度」は、企業様において当社に代わりAIST-IDEAを用いたLCAを促進いただくための制度です。AIST-IDEAを活用してビジネスを行う企業様には、AIST-IDEAの全容を十分に理解していただく必要があるため、海外版を含めたAIST-IDEAのライセンスを取得いただく必要がございます。